

光多さんからの質問

1. 労働生産性が、90年代以降ほぼ一貫して伸びていますが、これは第二次産業を対象としているのではないのでしょうか。(日本の成長力とも関係しますが) 既労働者が定年以降再雇用された場合を除き、パートタイム労働者(以下PTrという)は第三次産業が多いと思いますが、産業全体ではそれほど生産性は伸びていないのではないのでしょうか。

また、PTrの雇用主では中小企業、被雇用者では女性及び高齢者が多いとすればPTrの増加は日本の生産性にはマイナスの働くのではないのでしょうか。

2. 論者言われるように、PTrの労働時間が2020年(新型コロナ以降)底打ちし(むしろ増加に転じ)、その他の指標も2020年以降何か構造変化があるように思いますが、この構造変化の事象としては何があり得るのでしょうか。PTr男性、女性共に年間総労働時間及び1人当たり労働時間も共に、増加しているし、雇用人員判断も深刻化しているとするれば、単純にはPTrの労働時間の長期化となりますが、どうお考えでしょうか。

3. 男性の労働力化率は、60~65歳で最近上昇しているのは、定年労働者の再雇用かと思いますが、女性の労働力化率について、やはり55歳~64歳の層が最近急上昇しているのは、やはり雇用環境のせいでしょうか。また、25~29歳層が90年代以降上昇し、最近更に上昇している理由は何でしょうか。結婚年齢が上がっているのか、女性が働くようになったのか、いかなることが考えられるのでしょうか。

4. 先進国比較で、日本だけがPTrが2000年以降増加していますが、欧米は、同一労働同一賃金だと思います。PTrもOn Call Job等労働者の事情に合わせた労働形態が提供されていると思います。日本はPTrが条件整備されないままに増加していて、賃金も低くて調整弁に使われている。国全体の労働生産性の上昇には余り寄与していないのではないのでしょうか。

感想ですが、PTrの環境整備を行っていくことが必要ではないかと思いました。政策の劣化という観点からすれば、省庁でPTrを担当する省庁がない(旧労働省系はPTrは対象とせず、むしろ、旧厚生省マターと考えていた)、しかし、全雇用者の20%を占めるようになったのでは何らかの政策官庁を明確に位置付けるべきではないかと思いました。

私からの回答ないしコメントは以下の通り：

1. 労働生産性が、90年代以降ほぼ一貫して伸びていますが、これは第二次産業を対象としているのではないのでしょうか。（日本の成長力とも関係しますが）既労働者が定年以降再雇用された場合を除き、パートタイム労働者（以下PTrという）は第三次産業が多いと思いますが、産業全体ではそれほど生産性は伸びていないのではないのでしょうか。

また、PTrの雇用主では中小企業、被雇用者では女性及び高齢者が多いとすればPTrの増加は日本の生産性にはマイナスの働くのではないのでしょうか。

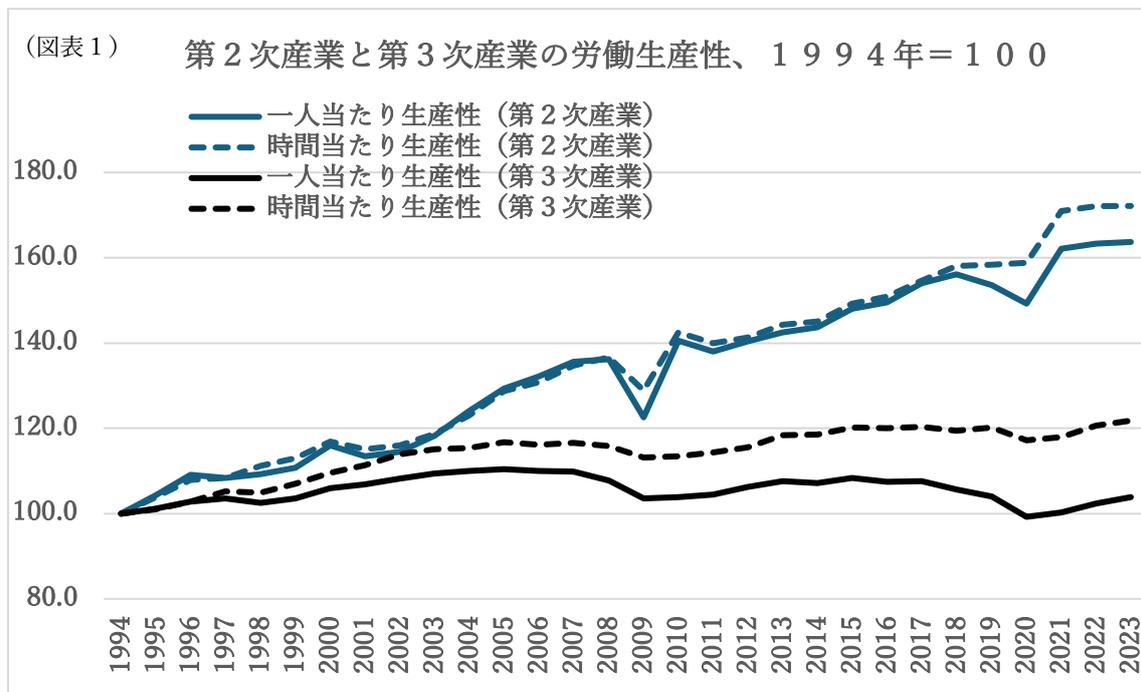
（私からのお答え）

（1）お送りした資料のグラフは経済全体の実質GDPと就業者および年間労働時間を使用して、次の式で経済全体の就業者当たりと時間当たりの労働生産性を示しています：

- ・ 就業者当たりの労働生産性 = 実質GDP ÷ 就業者数
- ・ 時間当たりの労働生産性 = 実質GDP ÷ （一人当たりの労働時間 × 就業者数）

ご指摘の点を確認するため、GDP統計を利用して第2次産業（製造業+建設業）と第3次産業（全体から農林水産業、鉱業、製造業、建設業を除いたもの）について同様のやり方で労働生産性を計算し、示したものが以下のグラフです。次のような点が確認できます：

- ・ 第2次産業の労働生産性の伸びが第3次産業よりもかなり高い
- ・ 第3次産業の一人当たり生産性は伸びておらず、時間当たり生産性の伸びもわずかである
- ・ 第2次産業ではパートタイム労働者の割合が低いこともあって、一人当たり生産性と時間当たり生産性がほぼ同様に動いている



出所：GDP統計

次の表は全雇用者に占めるパートタイム労働者の比率を産業別に示したものです。全体の平均は30.9%ですが、建設業(5.6%)と製造業(12.9%)は全体の平均よりかなり低いこと、小売業(61.3%)、宿泊飲食業(77.7%)、生活関連サービス業(50.2%)等のサービス業での比率がかなり高いこと、女性はその産業でも男性よりもかなり高いことが見て取れます。

(図表2) パートタイム労働者比率(2024年)、%

	男女計	男性	女性
調査産業計	30.9	16.8	46.1
鉱業、採石業等	1.8	1.0	8.6
建設業	5.6	2.2	18.9
製造業	12.9	4.6	32.7
電気・ガス業	4.8	2.8	15.8
情報通信業	6.2	2.3	14.9
運輸業、郵便業	15.5	9.7	35.8
卸売業、小売業	44.4	24.0	62.3
卸売業	10.8	4.4	21.3
小売業	61.3	41.2	73.4
金融業、保険業	10.2	2.4	16.2
不動産・物品賃貸業	19.8	12.9	30.7
学術研究等	10.8	4.9	21.3
宿泊飲食サービス業等	77.7	66.0	85.4
宿泊	50.4	34.3	62.8
飲食サービス	83.7	73.1	91.0
生活関連サービス等	50.2	38.0	59.8
教育、学習支援業	32.2	24.8	39.0
医療、福祉	33.1	23.4	36.3
複合サービス事業	18.0	8.9	30.3
その他のサービス業	30.2	18.7	44.4

出所：毎月勤労統計

(2) パートタイム労働者の雇用主では中小企業、被雇用者では女性及び高齢者が多いとすれば、パートタイム労働者の増加は日本の生産性にはマイナスに働くのではないかという点についてコメントします。

労働時間の短いパートタイム労働者の増加は労働者一人当たりで計算した労働生産性を引き下げる効果がありますし、また、パートタイム労働者の増加が生産性の低い分野で起きているとすれば、経済全体での時間当たり平均労働生産性を引き下げる効果が生じることになります。

一方で、近年の人口減少、高齢化が進む中での深刻な労働力不足の下では、追加的に利用可能な潜在労働力は女性と高齢者(および外国人)にしか見いだしにくいという事実があります。従来条件では働くことが難しかった女性や高齢者が短い労働時間であれば働ける

ということで労働市場に参加するようになったとすれば、国民経済にとってはその分だけプラスになります。追加的な一人の短時間労働者が（その生産性いかんにかかわらず）追加的に財サービスを供給し、既存の労働者の生産性に悪影響を与えなければ、国民全体としては処分可能な生産物（＝実質所得）がその追加分だけ増えたことになります。計算上は労働者一人当たり、ないし時間当たりの労働生産性がそうでない場合と比べ下がることになるかもしれませんが、国民一人当たりの実質 GDP は確実に増加することになります。

2. 論者言われるように、PTrの労働時間が2020年（新型コロナ以降）底打ちし（むしろ増加に転じ）、その他の指標も2020年以降何か構造変化があるように思いますが、この構造変化の事象としては何があり得るのでしょうか。PTr男性、女性共に年間総労働時間及び1人当たり労働時間も共に、増加しているし、雇用人員判断も深刻化しているとするれば、単純にはPTrの労働時間の長期化となりますが、どうお考えでしょうか。

（私からのお答え）

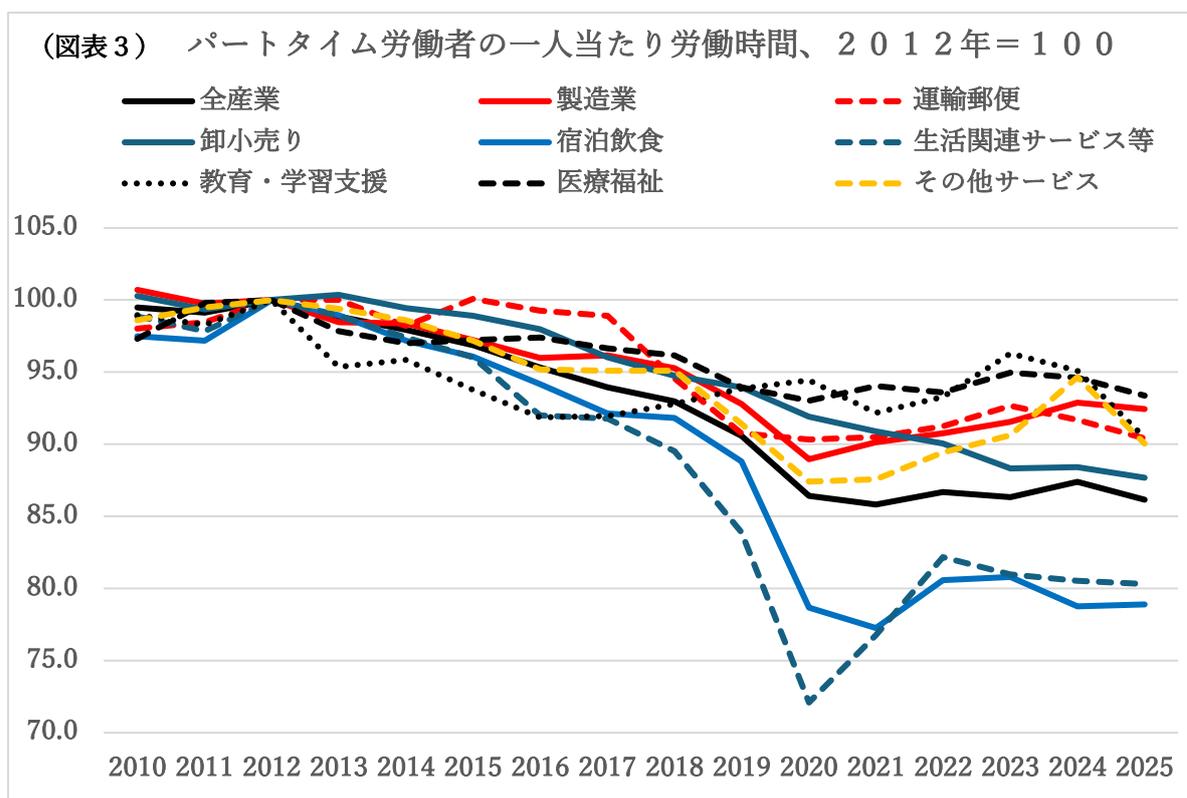
（1）パートタイム労働者の労働時間が2020年から21年にかけて底打ちし、その後わずかながら増加に転じたように見える要因としては、いくつかのことが考えられます。

第1は、コロナ禍での急激な経済活動の低下に伴いパートタイム労働者の労働時間が大幅に減少したことが背景にあるとみられます。コロナ禍によって事業者側、労働者側が共に望む以上に労働時間が減ったため、コロナの終焉に伴い両者が望む水準に戻ってきたという見方です。次のページで示した図表3の主要な産業別のパートタイム労働者の労働時間の推移を見ると、宿泊飲食業と生活関連サービス業、それから程度の差はありますが製造業、及びその他サービス業がこのストーリーに当てはまるように思われます。

事業者側が望むパートタイム労働者の労働時間の長さとは、用意された仕組みの下で事業者側が必要な採算を確保できる労働時間の長さということです。あまりにも短い労働時間ではパートタイム労働者は用意された仕組みの下で賃金に見合うだけの成果が上げられないことは明らかですから、それぞれの時点における技術面も含めた環境条件の下で、産業別・職種別ごとに賃金に見合うだけの成果を上げるために必要な最低限の労働時間があると考えることが出来るのではないのでしょうか。後掲の図表4で示すように産業別に見たパートタイム労働者の月間労働時間（2024年）は、一番長い製造業の110.5時間から一番短い教育、学習支援業の55.2時間まで産業によってかなりの違いがみられます。これはそれぞれの産業の仕事の特性を表したものであり、産業別・職種別ごとに事業者側が必要な採算を確保できるような水準のパートタイム労働者の労働時間が存在することを示しているとも出来るのではないのでしょうか。コロナ禍の2020年ないし21年にはその水準近傍、ないしその水準を下回るところまで労働時間が短くなったとすれば、その後の期間に下げ止まりや揺り戻しの状況が生じることとなります。

第2は雇われるパートタイム労働者側でより長い時間、働けるようになった人が増えて

きた可能性です。パートタイム労働者は生活面、体力面等から様々な制約を抱え、働ける労働時間の範囲内で労働を供給していると思われます。従って労働時間が短いほど潜在的な労働供給量は大きくなるでしょう。一方で、働くインセンティブの面からは出来るだけ多額の労働報酬を求める気持ちも強いでしょうから、事情が許せば、パートタイム労働とは言いながら、より労働時間の長い実入りの多い職を求める人が増えると考えられます。図表3に示されている多くの産業における2022年から24年にかけてのパートタイム労働時間の若干の増加という動きや後掲の図表5におけるパートタイム労働者数の2021年以降の上向きの動きを見ると、パートタイム労働者として働く経験を積むにしたがって、仕事に慣れてきたり、生活環境をうまく整理したりするといったことでより長い時間、働けるようになった人が増えてきたとも考えられます。ただし、経済全般の深刻な人手不足が継続すれば、企業側は必要な人手を確保するため短い労働時間でも採算の取れるような工夫を行いながらより労働時間の短い職の提供を増やす可能性もあるため、今後パートタイム労働時間が継続的に増加すると断定することも難しそうです。

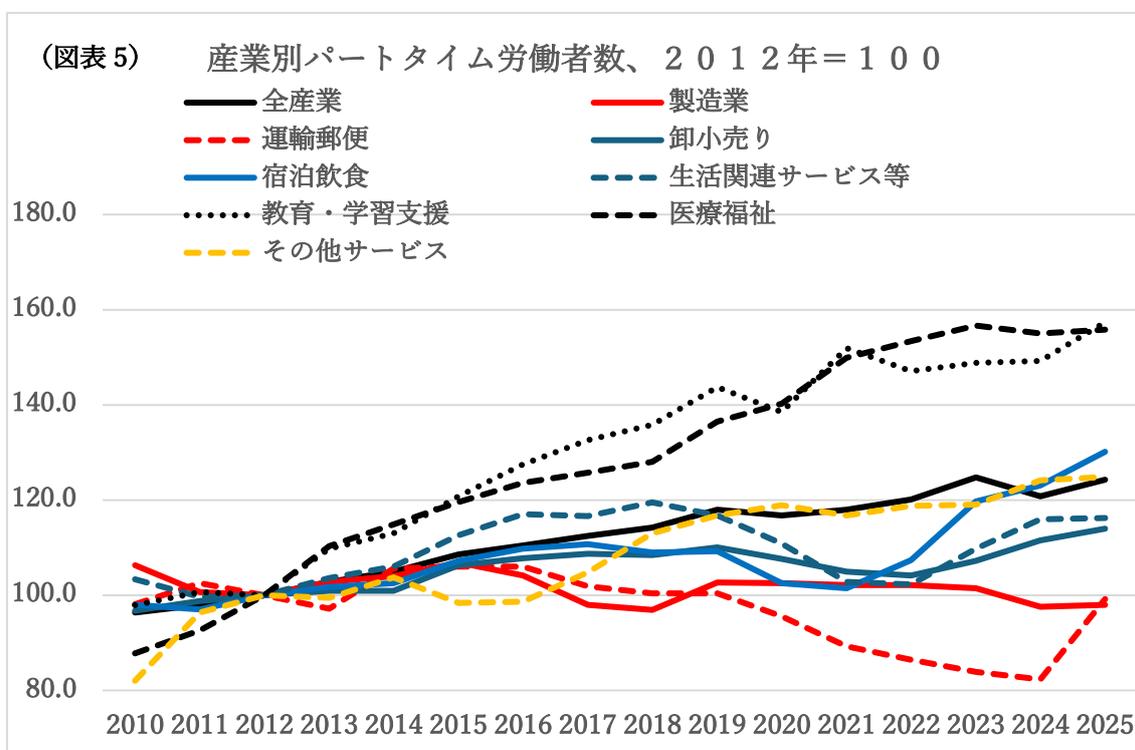


出所：毎月勤労統計

(図表4) 一般労働者とパートタイム労働者の産業別月間労働時間(2024年)

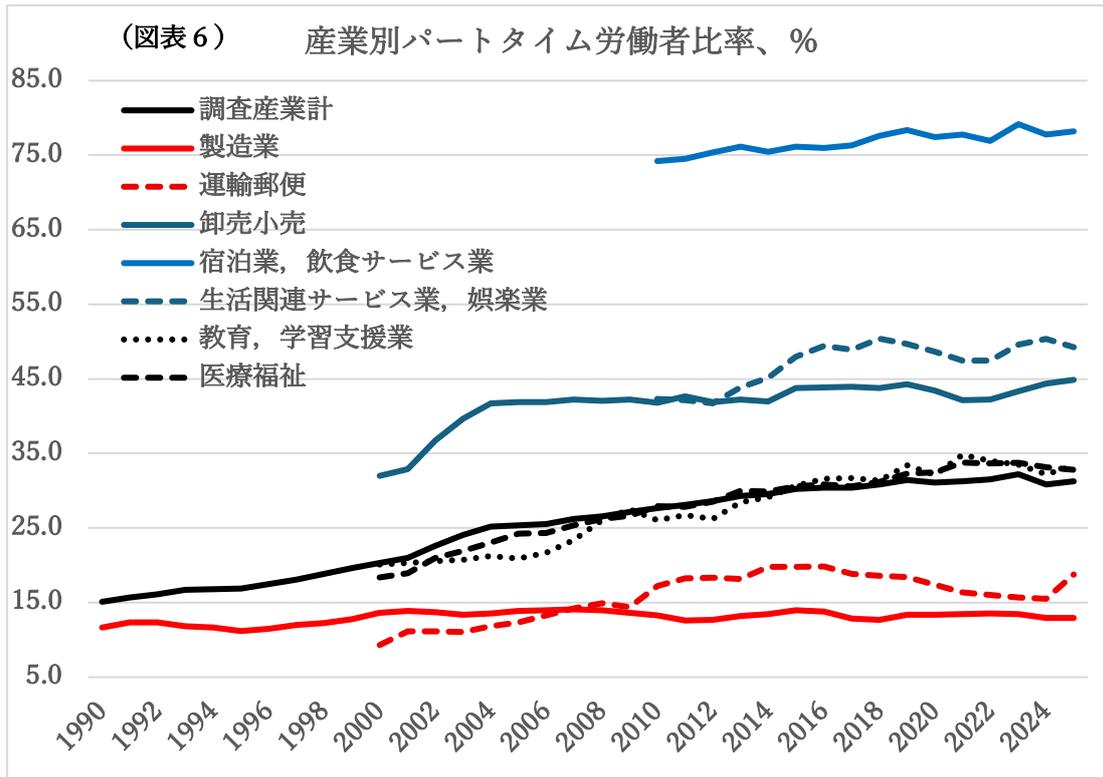
	一般	パートタイム	比率
	(A)	(B)	(B)/(A)
製 造 業	163.3	110.5	0.677
電気・ガス業	157.9	106.3	0.673
複合サービス事業	156.8	105.9	0.675
金融業、保険業	152.6	101.6	0.666
運輸業、郵便業	177.8	100.6	0.566
情報通信業	161.3	96.6	0.599
その他のサービス業	158.0	92.3	0.584
鉱業、採石業等	157.1	91.1	0.580
学術研究等	161.2	90.1	0.559
不動産・物品賃貸業	165.5	87.2	0.527
卸売業、小売業	162.9	85.1	0.522
建 設 業	166.1	82.1	0.494
調査産業計	162.2	80.2	0.494
生活関連サービス等	164.9	78.3	0.475
医 療、福 祉	155.4	77.9	0.501
宿泊飲食サービス業等	173.6	64.2	0.370
教育、学習支援業	159.8	55.2	0.345

出所：毎月勤労統計



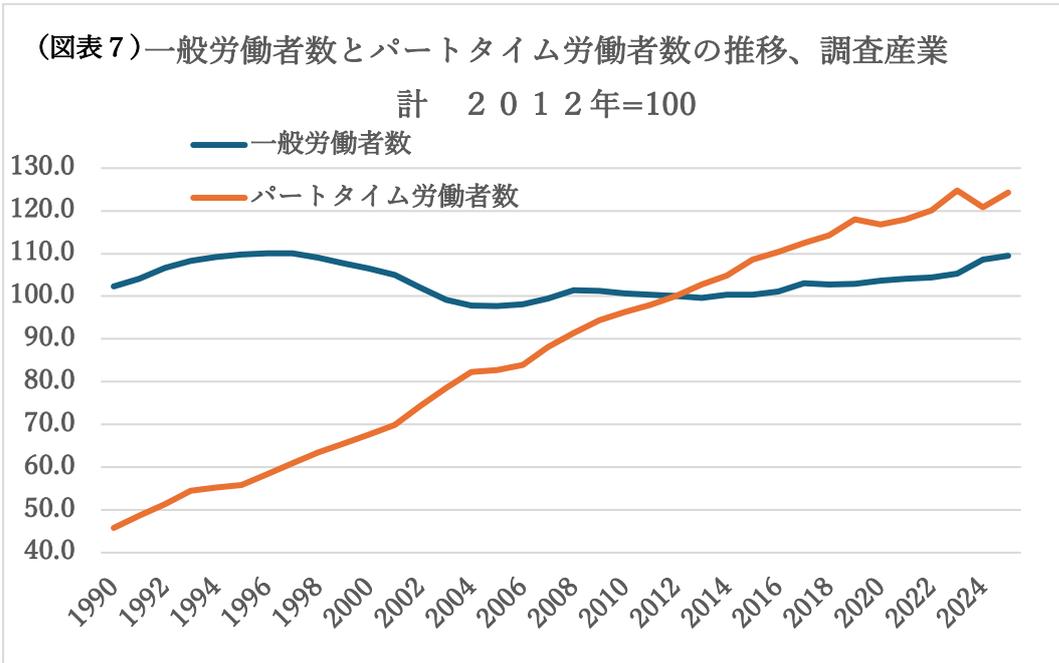
(2) パートタイム労働における構造変化に関しては、労働時間の問題に加え、パートタイム労働者比率が今後とも上昇を続けていくのかということも注目される論点でしょう。

2024年時点での雇用者に占めるパートタイム労働者比率の産業別の値については、前掲の図表2で示しましたが、次の図表6でパートタイム労働者数の多い主要な産業についてその推移を示しています。なお卸小売、宿泊飲食、医療福祉の3業種で2024年における経済全体のパートタイム労働者数の65%を占めています(参考図表1参照)。

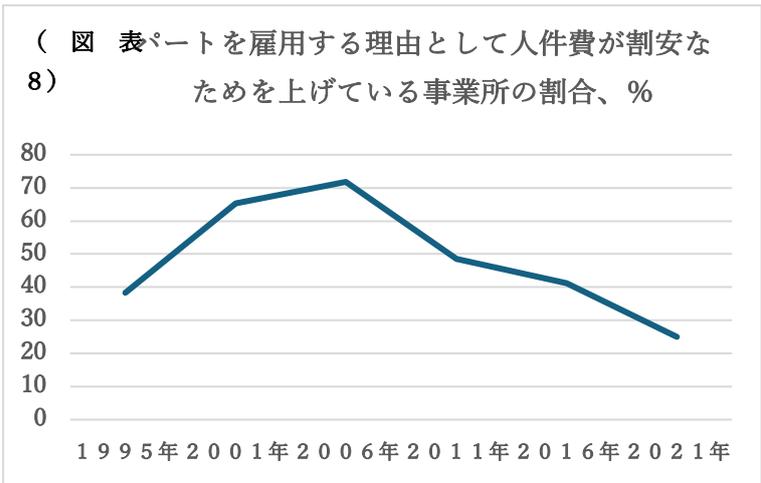


出所：毎月勤労統計

パートタイム労働者比率は長期にわたり上昇を続けてきました。1990年代後半から2000年代の半ばころまでの期間は他の時期に比べて急こう配で上昇していますが、この時期はバブル崩壊後の深刻な経済停滞の中で多くの企業がコスト削減の一環として正規社員(一般労働者)を削減し、パートタイム労働者を増やしていた時期に相当します。1990年以降の一般労働者数とパートタイム労働者数の推移を示した図表7がこの点を良く示しています。また、厚生労働省が1995年から5年に一度程度の頻度で実施している「パートタイム労働者総合実態調査」によれば、パートを雇用する理由として人件費が割安なためをあげている事業者の割合が、95年の38.3%から2001年には65.3%、2006年には71.8%まで高まっていることは、一般労働者を削減しパートタイム労働者を増やすというこの時期の企業の雇用政策とよくマッチしているように思われます。なお、人件費が割安なためパートを雇用すると回答した事業者の割合はその後低下し、2021年の調査では25%程度となっています(図表8参照)。



出所：毎月勤労統計



出所：「パートタイム労働者総合実態調査」

図表7から見て取れるように、一般労働者数の減少は2000年代半ばで終了し、それ以降2010年代半ばまでの間、景気の変動による影響はありますが、おおむね横ばいで推移しています。一方、パートタイム労働者はその間も増加を続けました。その後、2010年代半ば以降からは一般労働者とパートタイム労働者が同時に増えるという新しい局面に入っています。

以上の動きに伴って、図表6から確認されるようにパートタイム労働者比率の上昇は次第に緩やかなものになり、2019年以降は経済全体としてほぼ横ばいで推移しています。数値で確認すると、コロナ禍の影響が出る前の2019年のパートタイム労働者比率は3

1. 5%、6年後の2025年の同比率は31.3%となっており、90年代以降続いてきた上昇傾向が一段落しています。図表9で1995年以降の6年間ごとのパートタイム労働者比率の変化分を示しておきました。

(図表9) パートタイム労働者比率の変化の推移:

期首年と期末年の比率の差分

	%ポイント
1995-2001年	6.6
2001-2007年	4.9
2007-2013年	3.2
2013-2019年	2.2
2019-2025年	-0.6

(備考)

出所：毎月勤労統計

最近のパートタイム労働者比率の業種別の動きを、パートタイム労働者全体の65%を雇用している卸小売、宿泊飲食、医療福祉の3業種について見ると、医療福祉で頭打ちから若干の低下傾向、宿泊飲食でほぼ横ばい、卸小売でコロナ禍での落ち込みの揺り戻し(?)といった状況になっています。

前掲の図表2からも推察されるように、パートタイム労働者比率にも産業別・職種別ごとに時々の技術等の環境条件に応じた最適な比率が存在するのではないのでしょうか。図表6の産業別の動きを見ても多くの産業でこの比率の近傍にあると考えられ、産業全体としては、今後もほぼ横ばいに近い状態で推移すると見ていいのではないのでしょうか。

(参考図表1) 2024年パートタイム労働者の産業別構成比、%

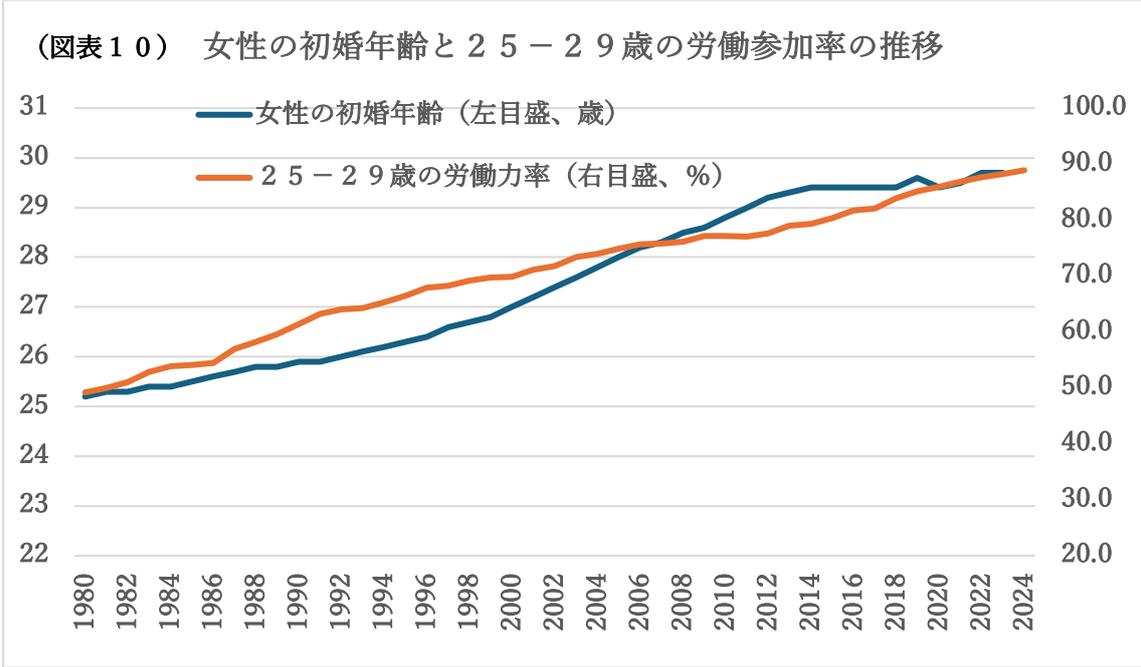
鉱業、採石業等	0.0
建設業	0.9
製造業	6.3
電気・ガス業	0.1
情報通信業	0.7
運輸業、郵便業	2.9
卸売業、小売業	26.3
金融業、保険業	0.9
不動産・物品賃貸業	1.1
学術研究等	1.2
宿泊飲食サービス業等	21.3
生活関連サービス等	4.7
教育、学習支援業	6.5
医療、福祉	17.5
複合サービス事業	0.4
その他のサービス業	9.1
調査産業計	100.0

出所：毎月勤労統計

3. 男性の労働力化率は、60～65歳で最近上昇しているのは、定年労働者の再雇用かと思いますが、女性の労働力化率について、やはり55歳～64歳の層が最近急上昇しているのは、やはり雇用環境のせいでしょうか。また、25～29歳層が90年代以降上昇し、最近更に上昇している理由は何でしょうか。結婚年齢が上がっているのか、女性が働くようになったのか、いかなることが考えられるのでしょうか。

(私からの答え)

55～64歳の女性の労働力率の上昇は、女性の労働参加意欲の高まりと人手不足の深刻化に伴う求人数の増加によるものでしょう。近年、25～29歳層の労働力率が他の年齢層を上回って上昇している大きな要因としては、女性の初婚年齢の上昇があげられると思います。図表10で1980年以降の両者の推移を示しておきました。



出所：人口動態統計、労働力調査

4. 先進国比較で、日本だけが PTr が 2000 年以降増加していますが、欧米は、同一労働同一賃金だと思います。PTr も On Call Job 等労働者の事情に合わせた労働形態が提供されていると思います。日本は PTr が条件整備されないままに増加していて、賃金も低くて調整弁に使われている。国全体の労働生産性の上昇には余り寄与していないのではないのでしょうか。

(私からのコメント)

近年、先進諸国の中で日本だけがパートタイム労働者率が上昇しているのは人口減少・高齢化に伴う日本の人手不足がとびぬけて深刻なためだと思います。また、労働力不足に対して欧米諸国程には移民も含めた外国人労働力には頼っていないという点もあるのではないのでしょうか。

ご指摘のように、日本のパートタイム労働者の増加が日本の労働生産性の上昇に寄与していないのは事実だと思います。特に、90年代後半から2000年代前半にかけての正規(一般)労働者を減らしてパートタイム労働者を増やすという企業の雇用構造の転換はその後の労働生産性の低迷につながったと思います。

一方で、近年、人口減少高齢化が進み人手不足が深刻化している状況で、出来るだけ多くの労働力を確保していくには、これまで相対的に労働力率の低かった女性、高齢者の労働力を積極的に活用していくことが求められていることも確かです。これらの人々の中には

様々な制約条件からフルタイムでは働きにくい人も多いことから、労働時間の短いパートタイムの職の提供でより多くの人が働けるようになれば GDP の増加につながり、国全体としてもいいことだと思います。

もちろん、これまで働いていなかった女性・高齢者をパートタイム労働者として活用し、限界的な労働力を増やすことだけでは、バブル崩壊以降の長期にわたる日本経済の停滞（労働生産性、実質賃金、一人当たり GDP が伸び悩み、日本が世界の中で相対的に貧しい国になっていること等）を解消し、日本経済を再興していくことはできません。日本を再び活性化させ世界の中で豊かな国として再興していくためには、様々な分野でのイノベーションを活発化させること等により、労働生産性を継続的に引き上げていく必要があります。

パートタイム労働の分野では、ご指摘のように同一労働同一賃金の原則に沿った形での賃金の引き上げが求められるでしょう。次の図表 1 1 で示されているように、日本のパートタイム労働者とフルタイム労働者の賃金比率は同一労働同一賃金の考え方が普及しているヨーロッパの先進国と比べて確かに低いようです。

(図表 1 1) フルタイム労働者の賃金を 100 としたパートタイム労働者の賃金水準
所定内の時給の比較



出所：Eurostat Structure of Earnings Survey (2010、2014、2018)、賃金構造基本統計調査 (2010、2014、2018、2022)、毎月勤労統計調査 (2014、2018、2022)

注1：欧州諸国と日本の比較は、2010年、2014年、2018年の値の平均（毎月勤労統計調査は2014年、2018年のみ）で実施し、日本のみ2022年のデータも併記した。

注2：対象者は、Eurostat 10人以上の雇用者を有する企業；賃金構造基本統計調査 10人以上の常用労働者を雇用する事業所；毎月勤労統計調査 常時5人以上を雇用する事業所。

出所：リクルートワークス研究所の2024年6月26日の記事“「パート・アルバイト＝廉価な労働力」を超えてから抜粋

パートタイム労働者の時給が上がれば、それに対応してパートタイム労働者の生産性も上がらなければ事業者側はペイしなくなり、結果としてパートタイム労働者の生産性が上がることにつながります（物的生産性上昇ないしは、当該事業者が提供する財サービスの価格が上がることによる付加価値生産性の上昇もあります）。

近年の状況を見るとパートタイム労働市場の需給ひっ迫からパートタイム労働の賃金は一般労働者の賃金以上に上昇し、パート/一般賃金比率は上昇しています（図表11の日本の毎月勤労統計調査による2022年の値は25年には60.3になっています）が、まだまだヨーロッパの先進国の水準からは低いところにあります。次の図表12は2025年時点の産業別の一般労働者とパートタイム労働者の時間当たり現金給与額及びその比率を示したものです。パートタイム労働者の時給の一般労働者との比率は所定内給与に限れば上記のように60.3%ですが、パートよりも一般労働者に手厚い超過勤務手当と特別給与を加えれば、パート対一般の時間当たり現金給与比率は下表のように49.9%になります。

（図表12）一般労働者とパートタイム労働者の時間当たり現金給与額（円）と両者の比率

2025年

	一般労働者	パートタイム労働者	パート対一般比率 %
調査産業計	2902.9	1447.9	49.9
教育、学習支援業	3560.8	2004.0	56.3
電気・ガス業	4164.0	1984.6	47.7
医療、福祉	2646.0	1796.7	67.9
学術研究等	3597.6	1772.6	49.3
金融業、保険業	3975.9	1656.1	41.7
情報通信業	3551.8	1653.6	46.6
建設業	2935.7	1542.1	52.5
複合サービス事業	2878.1	1508.8	52.4
その他のサービス業	2307.2	1419.6	61.5
不動産・物品賃貸業	3156.2	1381.6	43.8
運輸業、郵便業	2481.9	1376.1	55.4
生活関連サービス等	2308.5	1347.4	58.4
製造業	2913.9	1319.0	45.3
卸売業、小売業	2949.4	1308.8	44.4
宿泊飲食サービス業等	2092.4	1272.2	60.8

出所：毎月勤労統計

上記のような様々な手当の他、休暇の取り方や教育訓練など多くの側面でパートタイム労働者は一般労働者より不利な扱いを受けており、今後の改善が望まれます。

感想ですが、PTrの環境整備を行っていくことが必要ではないかと思いました。政策の劣化という観点からすれば、省庁でPTrを担当する省庁がない（旧労働省系はPTrは対象とせず、むしろ、旧厚生省マターと考えていた）、しかし、全雇用者の20%を占めるようになったのでは何らかの政策官庁を明確に位置付けるべきではないかと思いました。

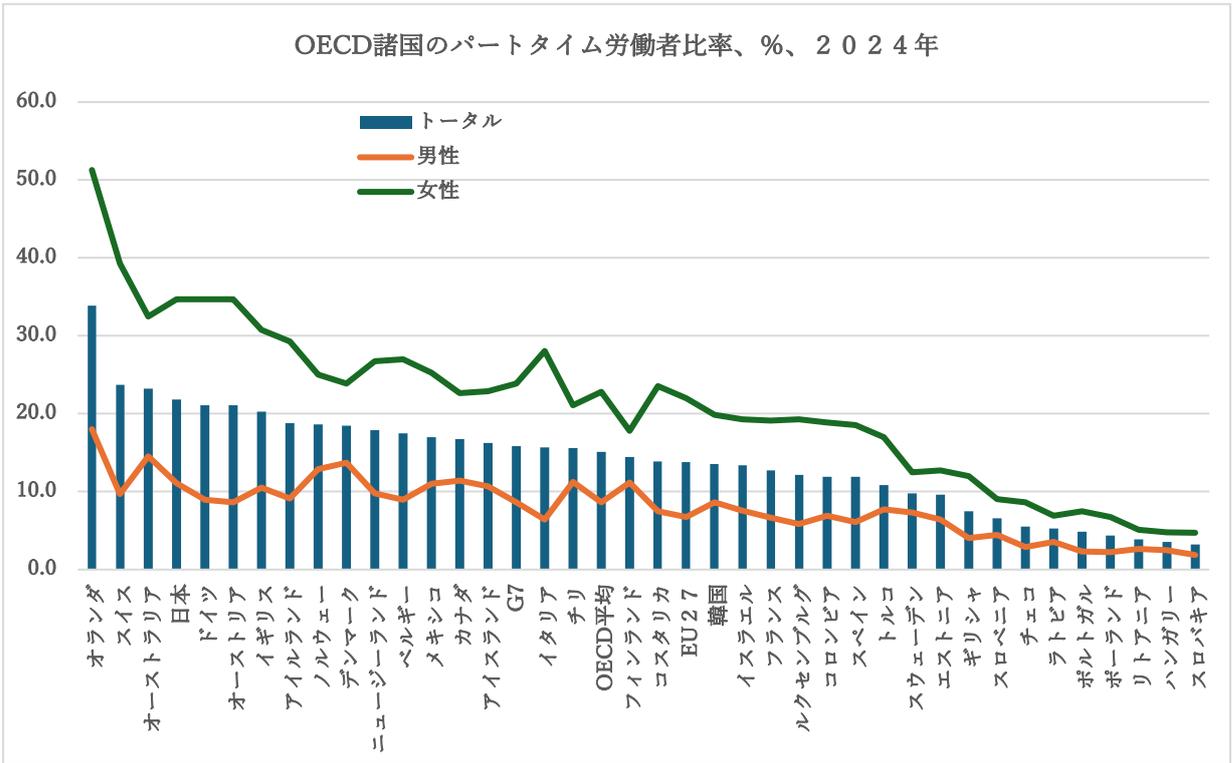
（私からのコメント）

パートタイム労働に関する法的な規制と政策の実施に関しては厚生労働省が担当していると理解していますが、欧米の規制と日本の規制の違いも含めまだ理解が十分ではないので、今回はコメントは差し控えさせていただきます。

なお、パートタイム労働者の全雇用者に対する比率ですが、先般送付した資料の14ページの図表のデータはOECDの統計からとったもので、OECDが国際比較に使うパートタイム労働者の共通の定義は週間労働時間が30時間以下の労働者となっています。その定義で計算すると日本の場合、2024年で21.8%になります。一方、先般送付した資料の4ページに示しておいた日本の毎月勤労統計の定義によれば、日本の2024年のパートタイム労働者比率は30.8%になります。

今回作業のついでにチェックしていたら、先般送付した資料の14ページの図表のうちイギリスとアメリカのデータはOECDの共通定義によるものではなく、それぞれの国の定義による比率でした。OECDの共通定義によるイギリスのデータはありましたが、アメリカのデータはありませんでした。ストーリーに違いは出ませんが図の修正が必要です。

参考までに2024年時点のOECD諸国のパートタイム労働者比率のグラフを下記で示しました。所得水準が同じような国でも大きな違いがみられますし、例えば北欧諸国間でも大きな違いがみられます。オランダ、スイス、オーストラリアが日本よりも比率の高い国になっています。



出所：OECD Data Explorer